

泌尿器科に関連する主な変更点

1. 【基本診療料】

情報通信機器を用いた初診・再診の評価の新設す

オンライン診療料が廃止された。

(新) 初診料 (情報通信機器を用いた場合)	251点
(新) 再診料 (情報通信機器を用いた場合)	73点
(新) 外来診療料 (情報通信機器を用いた場合)	73点

A205救急医療管理加算 (1日につき)

点数の変更

- 1 救急医療管理加算 1 950点→1,050点
- 2 救急医療管理加算 2 350点→420点

A400 1 短期滞在手術等基本料1の対象手術の追加

また全身麻酔を行わないときには麻酔医が不在でも算定可となった。

- (新) K823-6 尿失禁手術 (ボツリヌス毒素によるもの)
- (新) K834-3 顕微鏡下精索静脈瘤手術
- K841-2 経尿道的レーザー前立腺・蒸散術

コメント 短期滞在手術料1の算定は入院基本料を算定しない無床の診療所でも施設基準を満たせば算定可と思われる。

短期滞在手術等基本料3の対象手術の追加

経皮的放射線治療用金属マーカー留置術、尿失禁手術 (ボツリヌス毒素によるもの) 顕微鏡下精索静脈瘤手術

A400 3 短期滞在手術等基本料3 (4泊5日までの場合)の点数改定

	旧点数	新点数
前立腺針生検法 2 その他のもの	10,309点 (生活療養を受ける場合にあっては、 10,235点)	10,197点↓ (生活療養を受ける場合にあっては、 10,123点↓)
経皮的放射線治療用 金属マーカー留置術	(新設)	33,572点 (生活療養を受ける場合にあっては、 33,498点↓)
体外衝撃波腎・ 尿管結石破碎術(一連につき)	25,597点 (生活療養を受ける場合にあっては、 25,523点)	25,894点 (生活療養を受ける場合にあっては、 25,820点) (増点)
尿失禁手術 (ボツリヌス毒素によるもの)	(新設)	24,703点 (生活療養を受ける場合にあっては、 24,629点)
顕微鏡下精索静脈瘤手術	(新設)	23,870点 (生活療養を受ける場合にあっては、 23,796点)

2. 【医学管理】

情報通信機器を用いた医学管理等に係る評価の見直し

	現行の対面診療における評価	情報通信機器を用いた場合の評価
B000 特定疾患療養管理料		
1 診療所の場合	225点	196点
2 許可病床数が100床未満の病院の場合	147点	<u>128点</u>
3 許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合	87点	<u>76点</u>

コメント 対面診療の重要性を訴える日本医師会の要望で、対面診療時の点数より減額されている。許可病床数が100床未満の病院の場合も許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合の対面診療時の点数の87%の点数設定となっている。以前から算定可能な医学管理に加え14項目の管理が追加されたが、泌尿器科で算定可能な医学管理は特定疾患療養管理料のみである。

採血検査などの検査結果に伴う医学管理は算定が認められていない。悪性腫瘍特異物質指導管理料の算定は対診による診療と組み合わせて行うことが必要であろう。

(改) 【連携強化診療情報提供料】 150点

診療情報提供料（Ⅲ）から改定。他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する（改定前：3月に1回）。（施設基準：禁煙）

泌尿器科においてはかかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者が対象

3. 【検査】

点数改定

	旧点数	新点数
尿中特殊物質定性定量検査		
アルブミン定量（尿）	102点	99点↓
出血・凝固検査		
Dダイマー定性	125点	122点↓
Dダイマー	133点	130点↓
生化学的検査（Ⅰ）		
フェリチン半定量、フェリチン定量	108点	105点↓
KL-6	114点	111点↓
シスタチンC	118点	115点↓
血液ガス分析	139点	135点↓
プロカルシトニン（PCT）定量 プロカルシトニン（PCT）半定量	292点	284点↓
生化学Ⅰ 10項目以上	109点	106点↓
生化学的検査（Ⅱ）		
内分泌学的検査	104点	101点↓
トリヨードサイロニン（T3）	102点	99点↓
甲状腺刺激ホルモン（TSH）		

レニン定量	108点	105点↓
サイロキシシン (T4)	111点	108点↓
卵巣刺激ホルモン (FSH) 黄体形成ホルモン (LH)	111点	108点↓
テストステロン	125点	122点↓
遊離サイロキシシン (FT4) 遊離トリヨードサイロニン (FT3) コルチゾール	127点	124点↓
ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)	136点	132点↓
脳性Na利尿ペプチド (BNP) カルシトニン	136点	133点↓
ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	138点	134点↓
遊離テストステロン	163点	159点↓
副甲状腺ホルモン (PTH) カテコールアミン分画	170点	165点↓
副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) カテコールアミン	194点	189点↓
心房性Na利尿ペプチド (ANP)	227点	221点↓
抗利尿ホルモン (ADH)	235点	230点↓
腫瘍マーカー		
癌胎児性抗原 (CEA)	102点	99点↓
α-フェトプロテイン (AFP)	104点	101点↓
前立腺特異抗原 (PSA) CA19-9	127点	124点↓
神経特異エノラーゼ (NSE)	146点	142点↓
核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿) 核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿)	147点	143点↓
遊離型PSA比 (PSA F/T比)	154点	150点↓
腫瘍マーカー4項目以上	408点	396点↓
特殊分析		
結石分析	120点	117点↓
免疫血液学的検査		
Rh (その他の因子) 血液型	152点	148点↓
感染症免疫学的検査		
HIV-1, 2抗体定性 HIV-1, 2抗体半定量 HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性	115点	112点↓
梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 定性 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 半定量	138点	134点↓
インフルエンザウイルス抗原定性	139点	136点↓
クラミジア・トラコマチス抗原定性	160点	156点↓
(1→3)-β-D-グルカン	207点	201点↓
グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)	212点	206点↓
肝炎ウイルス関連検査		
HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白	108点	105点↓
HBc抗体半定量・定量	137点	133点↓

肝炎ウイルス関連検査 5 項目以上	438点	425点 ↓
血漿蛋白免疫学的検査		
β 2 - マイクログロブリン	104点	101点 ↓
結核菌特異的インターフェロン-γ 産生能	612点	594点 ↓
微生物学的検査		
排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 3 その他のもの	61点	64点 (増点)
細菌培養同定検査 3 血液又は穿刺液	215点	220点 (増点)
細菌培養同定検査 4 泌尿器又は生殖器からの検体	170点	180点 (増点)
嫌気性培養加算	112点	122点 (増点)
細菌薬剤感受性検査 1 1 菌種 2 2 菌種 3 3 菌種以上	170点 220点 280点	180点 230点 290点 (増点)
微生物核酸同定・定量検査		
クラミジア・トラコマチス核酸検出	198点	193点 ↓
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	278点	270点 ↓
HBV核酸定量	271点	263点 ↓
HCV核酸検出	437点	340点 ↓
呼吸循環機能検査等		
経皮的動脈血酸素飽和度測定 (1 日につき)	30点	35点 (増点)
診断穿刺・検体採取料		
血液採取 (1 日につき) 1 静脈	35点	37点 (増点)
前立腺針生検法 1 MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの(新設、施設基準あり)	(新規)	8, 210点
前立腺針生検法 2 その他のもの	1, 400点	1, 540点 (増点)
動脈血採取 (1 日につき)	50点	55点 (増点)
鼻腔・咽頭拭い液採取	5 点	25点 (増点)

4. 【注射】

点数改定

	旧点数	新点数
皮下、皮下及び筋肉注射 (1 回につき)	20点	22点 (増点)
静脈内注射 (1 回につき)	32点	34点 (増点)

点滴注射（1日につき）			
1	6歳未満の乳幼児に対するもの（1日分の注射量が100mL以上の場合）	99点	101点 (増点)
2	1に掲げる者以外の者に対するもの（1日分の注射量が500mL以上の場合）	98点	99点 (増点)
3	その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。）	49点	50点 (増点)

8. 手術料の改定

医療技術評価分科会の評価を踏まえ新たに収載された手術

K800-4	ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	9,930点
K823-7	膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）	37,690点
K828-3	埋没陰茎手術	7,760点
K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術 2 ツリウムレーザーを用いるもの	18,190点

コメント 経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術2 ツリウムレーザーを用いるものに関しては医療技術評価分科会に増点要望を行っていたが、逆に減点となった。

医療技術評価分科会の評価を踏まえ新たに内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる術式

- ・腹腔鏡下副腎摘出術
- ・腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）
- ・腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術

前回改定後に準用され、今回改定で新設された手術

K755-3	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として） 1 1センチメートル未満 2 1センチメートル以上	16,000点 22,960点
K841-6	経尿道的前立腺吊上術	12,300点

外科系学会社会保険委員会連合「外保連試案2022」において、実態調査を踏まえてデータが更新された手術について、手術の技術度や必要な医師数等を参考に、技術料の見直が行われたもの。

		旧点数	新点数
K769-2	腹腔鏡下腎部分切除術	43,930点	49,200点 (増点)
K772	腎摘出術	18,760点	21,010点 (増点)
K803	膀胱悪性腫瘍手術		
	4 全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	107,800点	120,740点 (増点)
	6 経尿道的手術 イ 電解質溶液利用のもの	12,300点	13,530点 (増点)
K803-2	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 1 全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	76,880点	86,110点 (増点)
K828	包茎手術 1 背面切開術	740点	830点 (増点)

K835	陰嚢水腫手術 1 交通性陰嚢水腫手術→ 1 鼠径部切開によるもの	3,620点	3,980点 (増点)
------	--	--------	----------------

9. 特定保険医療材料

	旧価格	新価格
031 腎瘻又は膀胱瘻用材料		
(1) 腎瘻用カテーテル		
② マレコ型	6,090円	5,870円↓
035 尿管ステントセット		
(1) 一般形		
① 標準型	15,300円	15,200円↓
② 異物付着防止型	23,800円	23,100円↓
(2) 外瘻用		
① 尿管留置型	2,010円	1,960円↓
214 前立腺用インプラント	(新設)	97,900円

10. 施設基準の緩和（令和4年6月29日の事務連絡）

ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）は下記の基準をみたせば膀胱水圧拡張術と同様に有床診療所でも算定可能となった。

膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）に関する施設基準

- (1) 泌尿器科の経験を5年以上有しており、膀胱水圧拡張術を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として、5例以上実施した経験を有する医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関が泌尿器科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 緊急手術が可能な体制を有していること。